

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 1 7 号

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年瀬戸市条例第 1 3
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(償還等) 第 1 5 条 <省略> 2 <省略> 3 <u>災害援護資金の償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。</u>	(償還等) 第 1 5 条 <省略> 2 <省略> 3 <u>災害援護資金の貸付けに関する償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 1 3 条第 1 項及び令第 8 条から第 1 1 条までの規定によるものとする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。